

特定施設届出一覧表

届出の種類	届出が必要となる場合	添付書類	提出期日	根拠	
				騒音規制法	振動規制法
特定施設設置届出書	・指定地域内で特定施設を初めて設置するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場付近の見取図 ・特定施設の配置図 ・騒音、振動の防止の方法（図面・表などで具体的に記載） ・特定施設の仕様書の写し 	設置工事開始日の30日前（受理日含まず）まで	第6条第1項	第6条第1項
特定施設使用届出書	・新たに地域の指定が行なわれた場合、それ以前にその地域に特定施設を設置していたとき ・新たに特定施設の追加指定が行なわれた際、それ以前に特定施設を設置していたとき		指定地域となった日または特定施設となった日から30日以内（受理日含まず）	第7条第1項	第7条第1項
特定施設の種類ごとの数変更届出書 ※騒音規制法のみ	・特定施設の種類ごとの数が直近の届出により届け出た数の2倍を越えるとき ・それまで設置していなかった種類の特定施設を設置するとき（施設の更新や施設の大型化をする場合は必要ありません）		変更工事開始の30日前（受理日含まず）まで	第8条第1項	—
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 ※振動規制法のみ	・特定施設の種類ごとの数や能力ごとの数をひとつでも増やすとき ・特定施設を更新して能力が上がる時 ・それまで設置していなかった種類の特定施設を設置するとき ・新たに特定施設の追加指定が行なわれた際、それ以前にその特定施設を設置していたとき		変更工事開始の30日前（受理日含まず）まで	—	第8条第1項 同第2項
防止の方法変更届出書	・騒音・振動の防止の方法に変更があったとき （騒音・振動の大きさの増加を伴わない場合は必要ありません）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場付近の見取図 ・特定施設の配置図 ・騒音、振動の防止の方法（図面・表などで具体的に記載） 	変更工事開始の30日前（受理日含まず）まで	第8条第1項	第8条第1項
特定施設の使用の方法変更届出書 ※振動規制法のみ	・使用方法に変更があったとき （使用開始時刻の繰上げまたは使用終了時刻の繰下げを伴わない場合は必要ありません）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定工場付近の見取図 ・特定施設の配置図 	変更の30日前（受理日含まず）まで	—	第8条第1項
氏名等変更届出書	・代表者、特定工場の名称または所在地に変更があったとき		変更した日から30日以内（受理日含まず）	第10条	第10条
特定施設等使用廃止届出書	・特定施設の全ての使用を廃止したとき		廃止した日から30日以内（受理日含まず）	第10条	第10条
承継届出書	・特定施設の全てを譲り受けるなどしたとき ・相続、合併または分割により特定施設の全てを承継したとき		承継した日から30日以内（受理日含まず）	第11条第3項	第11条第3項

（備考）

- 1 各届出とも2部ずつ提出してください。
- 2 提出期限までに届出がされない場合は遅延理由書が必要になる場合があります。